

令和2年10月23日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」等
（市場WG報告書を踏まえた改訂）（2020/9/25）
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」等（市場 WG 報告書を踏まえた改訂）（2020/9/25）に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	<p>「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」（市場 WG 報告書を踏まえた改訂）</p> <p>原則 5（注 2）（注 4）、原則 6（注 1）</p>	<p>原則 6（注 1）では、「各業法の枠を超えて横断的に」との文言があるが、これは金融事業者が自社の取扱商品を対象に比較すればよいものという理解でよいか。</p> <p>また、市場 WG 報告書内容を踏まえると、原則 5（注 2）（注 4）に基づき、金融事業者は所謂重要情報シートを用いてパッケージ化の有無について情報提供することが求められていると認識しているが、個別に購入可能であるか否かの判断は、当該金融事業者を経由して購入可能か（自社の取扱商品か）という観点に基づき行うことも否定されないとの理解でよいか。</p>
2	<p>「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」（市場 WG 報告書を踏まえた改訂）</p> <p>原則 6（注 3）</p>	<p>「金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表する」とあるが、「公表」については、必ずしもホームページへの掲載を求めるものではなく、所謂重要情報シートや販売用資料に記載することでも comply しているとの理解でよいか。</p>
3	<p>「保険会社向けの総合的な監督指針（一部改正案）」（市場 WG 報告書を踏まえた適合性原則の明確化等）</p> <p>Ⅱ－４－４－１－３ 特定保険契約における適合性原則</p>	<p>「合理的根拠」との記載があるが、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においては「合理的な理由」とされている。両者の記載において内容に差異があるのか。</p>